

2020年度版

分会活動の手引き

～分会を立ち上げ、職場活動を始めるにあたって～



高教組確定交渉 2019.11.12

【目次】

- 分会長・評議員になったけど、できるか心配です…………… p.1
- まず何から始めればいいのか…………… p.2
- 組合活動の1年…………… p.3
- 職場づくりの5つの視点…………… p.4
- 年度当初の校長交渉を成功させるために…………… p.6
- 校長交渉で使える法律事項…………… p.7
- 組織の強化・拡大を絶えずかかげて…………… p.9
- 健康で人間らしく働き続けるために…………… p.10
- 組合の諸会議および交渉への参加について…………… p.11
- 2019年度 長野高教組年間計画表…………… p.12
- 用語解説…………… p.14
- 各種申請様式…………… p.16

長野県高等学校教職員組合

〒380-8790 長野市県町 593 高校会館

TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219

E-mail naganokokyoso@educas.jp

H P <http://naganokokyoso.com/>

分会長・評議員になったけど、できるか心配です。

① 役員だけで引き受けずに、できるだけ分担しましょう

分会長や副分会長は、分会での組合活動の中心的役割を担います。しかし、役員だけで何でも引き受けずに、組合員全体で荷を分かち合うよう意識してみましょう。組合活動は、参加することで「主人公」になれるものです。活動に参加することが学習を深め、仲間と交流する機会を増やすことにもなります。分会の仲間に率直にお願いし、参加を訴えていきましょう。

② 分会役員会、職場会を定例化しましょう

学校が忙しすぎて「職場会を開けない」という声を聞きます。しかし、会議を開かないと「元気が出ない、展望が見えない、仕事を分担できない」ということもまた事実です。顔と顔を合わせて話をするのが職場づくりの基本です。毎週の職員会の後に短時間でも職場会を定例化する、年間行事予定表で職場会をあらかじめ位置付ける、役員会はお弁当を食べながら短時間で、などの他分会の工夫も参考にしましょう。

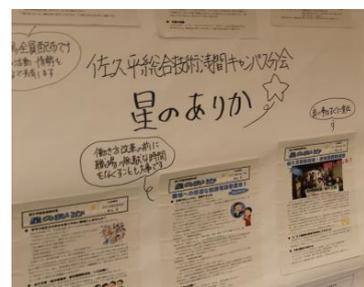
③ 職場新聞を発行しましょう

形にこだわらず、「職場会のお知らせ」「行事のお知らせ」のつもりで、職場新聞の発行を始めてみましょう。不定期でも出し続けることで、職場に「組合の風」が吹くはず。そして、可能ならば、定期発行をめざしましょう。職場新聞が十数年もの間、定期発行されている分会もあります。そうした分会では、情宣・通信担当者を複数にしたり、曜日で分担したりして、負担が集中しないように工夫しています。また、毎年、高教組大会では、機関紙コンクールを行っています。新たに4月から発行しても、発行号数が少なくても、職場活動の交流のためにぜひ応募してください。

【職場新聞タイトル】

最	分会=かやの（箕輪進修）
優秀賞	専門部=女性部情報
	分会=こま風（駒工） 桂雪（飯山）
優秀賞	星のありか（佐久総浅間）
	専門部=司書部だより

〔2019 機関紙コンクール入賞新聞〕



まず何から始めればいいのか？

①まず、分会役員で校長に「あいさつ」に行きましょう

校長は職場における「使用者」、分会長は「労働者代表」です。4月の初めに、分会役員で校長に「あいさつ」し、校長交渉の日程を決めましょう。分会の代表者として、働きやすい職場作りを目指していること、校長には職場の民主的リーダーとしての役割を發揮してもらいたいことなどを伝えましょう。

また、事務室にも「あいさつ」をしておきましょう。本部や支部からの電話の取り次ぎなどもお願いするので、分会の役員名簿を渡したり、分会で使用するコピー機や印刷機の適切な使用について確認しておきましょう。年度当初や年度末に、使用料を一括して支払っている分会や、使用した用紙分を分会で購入して充当している分会もあります。

②毎週木曜日、本部からの発送物が届きます

本部からは毎週水曜日に定期発送物を宅急便で送り、翌日の木曜日に事務室に到着します。各種役員宛文書、教文会議、生協・全教共済の文書もすべて入っています。できるだけ早く開封し、担当者に配付してください。発送物の中身は、ピンク色の用紙「今週の定期発送文書等一覧」にまとめてあります。同封のピンク色の一覧表に記載された文書が同封されているか確認してください。疑問な点は、遠慮なくいつでも本部まで連絡をください。また、発送文書の多くは高教組 HP からダウンロードできます。

☞「組合員専用ページ」の閲覧には、ユーザー名とパスワードが必要です。

ユーザー名 **kokyoso** パスワード **ganbaro**

③FAX ニュースは、増し刷りして組合員に配付してください。

本部から組合員に緊急に伝えたいことがあるときには、FAX ニュースを発行します。FAX ニュースには、事務室から分会長に渡していただくよう書いてあります。

学校宛に FAX で送信するとともに、高教組 HP の「組合員専用ページ」からもダウンロードできます。増し刷りして、できるだけ早く組合員に配付してください。

【署名について】

署名はできる限り精選して月 2~3 種類の署名を分会に送付しています。5 名連記の署名用紙を 1 人 1 枚お願いするケースが多く、署名の集め方は、分会によって様々です。

- ① 校内をいくつかのルートや研究室ごとの回覧で、署名したら次の人に回す。職場回覧板を大いに活用しましょう。
- ② 署名用紙を各人の連絡棚に配付して、署名したら提出場所に入れる（その際、提出したら名票に○をつけるようにしている分会もあります）。
- ③ 職場会で配付して署名してもらい、その場で回収する。職場会の欠席者のみ、連絡棚に配付して、署名して提出してもらう。

などなどです。分会役員の手間を減らしつつ、確実に署名が集約される方法を考えましょう。

組合活動の1年間

分会での主な取り組み		2019年度の主な日程
新年度の分会活動のスタートです。 ①分会体制を確立しましょう。みんなで手分けして活動を担いましょう。 ②初任者や異動した方をを組合に誘い、分会で盛大に歓迎会を企画しましょう。 ③職場アンケートを行って、職場要求書を作成し、全組合員の参加で、校長交渉を行いましょ。 ④PTA役員に、PTA署名・県民教育署名・保護者教職員のつどい・PTA署名提出集会について、協力をお願いしておきましょう。	4月	4/11(土) 第211回中央委員会 4/21(火) 春闘要求提出交渉 4/22(水)~23(木) 一斉校長交渉
○高教組の運動方針を決める定期大会の議案書審議を行いましょ。	5月	5/26(火) 春闘要求回答交渉 5/29(金)~30(土) 第99回定期大会
○PTA署名の要請項目を、PTA役員・学校長と相談しながら、練り上げていきましょう。 ○支部大会(総会)の議案書審議を行いましょ。	6月	6/13(土) 教文定期代議員会・50周年祝賀 【専門部総会・大会】→専門部提出交渉 【支部総会・大会】
○PTA役員に、PTA署名・県民教育署名と保護者教職員のつどいについて、具体的なお願いをしましょ。	7月	7/月上旬 地公労要求提出交渉(本部対応) 7/21(火) 独自要求提出交渉 7月~8月 専門部要求提出交渉
	8月	
○保護者教職員のつどいに、PTA役員と参加して、保護者との協働の取り組みについて交流を深めましょ。	9月	9/5(土)~6(日) 保護者教職員のつどい(松本) 9/15(火) 独自要求回答交渉
○人事闘争について学習したうえで、人事要求書を作成し、校長交渉を行いましょ。 ○重点人事の希望があれば、分会で状況を確認しみんなで支える体制を作りましょ。	10月	10/中旬 地公労確定交渉第1波(本部対応) 9月から10月 専門部要求回答交渉
○確定交渉に参加して、1年間の成果を職場会で確認しましょ。 ○管理職の信任度合調査を行います。全組合員からの投票をめざしましょ。	11月	11月上旬 地公労確定交渉第2波 11/7(土)~8(日) 県教研[長野] 11/10(火) 独自要求確定交渉 11/17(火) PTA署名提出集会(県庁)
○組合未加入者に組合の成果を伝えながら、加入を訴えましょ。また、管理職や未組合員にカンパを訴えましょ。	12月	12/19(土) ライフプランセミナー 12/26(土)~28(月) 沖縄TANE(青年部)
○次年度の役員体制づくりを始めましょ。	1月	
○職場要求書のどの項目が実現したか、確認し、次年度の職場要求書づくりを始めましょ。 ○退職する組合員を職場でも慰労しましょ。	2月	2/6(土) 第212回中央委員会 2/27(土) 退職組合員慰労会
○次年度役員との引継ぎをしっかりとしましょ。転出者の送別会や分会慰労会など、企画して親外の労をねぎらいましょ。	3月	3/20(土) 態勢確立学習交流集会

第1期組織拡大強化月間

平和行進

PTA署名・県民教育署名

第2期組織拡大強化月間

職場づくりの5つの視点

① 助け合い支え合う、働きやすい職場をつくりましょう

生徒が充実した高校生活を送るためには、学校で働く私たち自身がいきいきと働ける職場であることが重要です。国や県が次々と新しい教育施策を下ろす中、学校現場はますますゆとりを失い、「同僚とゆっくり話もできない」という現状を変えていく必要があります。「働きやすく、長く働き続けられる職場」であるための条件である「ゆとり、なかま、自己決定権」（熊澤誠氏）を改めて追求することが求められています。

② 要求にもとづく職場活動をすすめましょう

個人的な「グチ」や「つぶやき」を、職場会などでみんなのものにできれば、それは立派な「職場要求」です。予算がないから無理だろう、言ってもムダだとあきらめることなく、丁寧に職場の声を拾っていきましょう。要求を練り上げる、交渉して少しでも前進させる、このことは職場づくりそのものでもあります。

③ 生徒・保護者・地域と共同し「開かれた学校づくり」をすすめましょう

2014年の文科省の分掌内規等の点検・調査に端を発した校務分掌のあり方の見直しは、管理職による学校・教員への管理強化につながるおそれのあるものです。本来の学校づくりは、生徒や地域の実態を踏まえ、生徒、保護者や地域の人々と教職員が相互に協力し、民主的な議論を積み上げながら進められるものです。

長野高教組が積み重ねてきた「保護者・教職員のつどい」、「三者連名要請書および三者連名署名」、「県民教育署名」は、「参加と共同の開かれた学校づくり」の取り組みにつながる大切な財産です。年度当初から各分会で保護者の皆さんに協力をお願いしてください。また、「三者連名要請項目」を生徒や保護者に示し意見を求めていきましょう。

また、学校評議員制度を積極的に活用することも重要です。学校評議員会に生徒や保護者・教職員がオブザーバーとして参加し、評議員と交流する体制をつくり、公開授業など日常的に学校を保護者や地域に開く活動も今まで以上に行います。またそれらの取り組みを、地域の中における学校間の連携や交流へと広げていきましょう。

【保護者との共同の取り組み】

- ・本部では、高P連役員と懇談し、署名と「保護者・教職員のつどい」（9月5日～6日、松本市）の協力を要請します。
- ・各分会でもなるべく早くPTA役員の方々と懇談の機会を設け、署名と「保護者・教職員のつどい」をはじめ高教組の取り組みへの協力要請をお願いします。

教文会議が掲げる「参加と共同の“開かれた学校づくり”をすすめるための5つの課題」

- ・生徒が生き生きと学べる「授業づくり」
- ・生徒の学びの場としての「集団づくり」
- ・同僚性を育む「職場づくり」
- ・参加と共同の「学校づくり」
- ・学校の存在基盤としての「地域づくり」

④教文委員と教育課題の取り組みを！

私たちの自主的・主体的な研修を保障するために、以下の取り組みをお願いします。

- 教文委員と一緒に、組合、教文加入者名簿に基づき教文会員の拡大の取り組みをおねがいします。研究会登録の働きかけにもご協力ください。
- 職場の皆さんが気軽に参加できる職場教研を企画しましょう。
- 支部教研・県教研、教育のつどい、総合研究会などへの参加の呼びかけを教文委員と協力してお願いします。

職場の教研を通じ同僚性を培い職場づくりをしましょう。また年間 5 回の総合研究会、県内 11 支部の教研集会、県教研、「教育のつどい」に参加、交流して現場の教育課題や悩みを解決できるよう取り組みをします。

- 教文会費（県会費）は 月額 500 円（年 6,000 円）
常勤講師・非常勤・再任用 月額 200 円（年 2,400 円）
（支部毎の会費が別にあります。）
- 会員は講演会の参加無料
研修会への旅費支給・宿泊費の補助などあります。



長野県教育文化会議 HP

教研集会と教文会議の取り扱いについて

平成 23 年（2011 年）4 月 1 日 高校教育課

教育公務員特例法に基づく研修については、校長の裁量で認めることができることとなっているが、

- 1 全ての教研集会（支部教研・県教研・全国教研）は、研修と組合活動の二面性があるため、現時点では教育公務員特例法に基づく研修として認めることはできない。
 - 2 各研究会、総合研究会については、開催通知等で「教文会議」という名称を用いていなければ、教育公務員特例法に基づく研修として認めることができる。
- 以上のことに関し、必要が生じた場合は引き続き協議する。

2014 年から始まったキャリアアップ研修Ⅲ（20 年目相当）の、校外研修 B では様々な研修と県内旅費が認められ教文の総合研究会も可能です。自主研修を積極的に活用しましょう。

キャリアアップ 研修Ⅲ	校外研修 2 日	A（1 日）県教委の指定した免許状更新講習の選択講習を受講。
		B（1 日）学校長と相談して、今、最も必要と思われる研修を実施。 県内の旅費は保証。自主研修を積極的に位置づけましょう。

⑤学校運営を民主的に進めましょう

学校運営が民主的に進められることは、教育活動の充実や働きやすく魅力的な職場であるためにも、きわめて重要です。職員会議や各種委員会等、学校づくりに密接に関係する会議で、教職員の合意づくりが民主的に進められることはきわめて大切です。

学校長などの管理職には、教育者としての見識と民主的リーダーとしての資質が備わっていなければなりません。問題のある管理職が存在することは残念ながら事実です。校長交渉など、分会として管理職に対して原則的な対応をすることは、管理職を民主的なリーダーとして育てることにもつながります。

【管理職の信任度合調査】

高教組では、毎年 11 月に、管理職が民主的リーダーとして相応しい見識を持ち、民主的な学校運営をしているか、チェックするために、管理職の信任度合調査を実施しています。不信任率が分会の組合員数の 50% に達した管理職には「厳重な指導の上、降格を含む適切な措置」を、信任率が低くかつ不信任率が高い管理職には「厳重な指導」を県教委に求めます。信任度合調査の重要な意義を確認して、全組合員からの投票をめざして、取り組むことが大切です。

年度当初の校長交渉を成功させるために

①要求を実現する力は要求の正当性とやる気です

校長交渉で要求を実現するには次の三つの要素が必要です。

- 要求に大義があり県民の理解が得られるものであると同時に教職員（労働者）全体の利益につながっていること。
- 組合員全体によって練り上げられ職場の確信となっているということ。
- 要求実現のために、組合員が校長を説得する意志があるということ。

その先頭に立つのが分会の役員です。要求の根拠や裏づけ、組合員の声や思い、勤務・生活実態などをしっかり集約し職場で起こっている事実をもとに交渉する、この一言に尽きるでしょう。

②校長をその気にさせましょう

校長交渉で、校長を追い込んでも要求は前進しません。職場の要求を真摯に県教委に伝え、実現させる立場に校長を立たせることをめざしましょう。万が一、交渉等で不当な態度や組合を軽視するような姿勢を見せたときは毅然として抗議をし、場合によっては謝罪等を求めることは当然なことです。校長交渉は「団体交渉」であり、「団体交渉」は労使が対等な立場で話し合う場だからです。

③全県・支部統一要求も重視して扱きましょう

全県・支部統一要求については、自分で判断する問題ではないので答えられないと言う校長がいます。しかし全県の教育課題と、個別の学校の課題がまったく無関係ということはありません。そもそも、賃金や労働条件、予算を含んだ教育条件に関して、自らの考えを述べるとともに職場の声を当局に伝えることは校長の責務です。全県の統一要求を前進させるためには、各職場から校長を動かしその気にさせる必要があるのです。校長を民主的なリーダーとしての真の「校長」にする場、これが校長交渉です。

④校長には必ず書面で回答させ「確認書」を交わしましょう

「職場要求書」提出にあたっては、期日を明記し書面の「回答書」を求めます。校長は、交渉における「当局」として法令に従い誠意を持って交渉に対応し、必要がある場合は「確認書」を交わし「上申書」を提出する責務を負っています（次の校長交渉で使える法律事項参照）。このような対応をするかどうかは、校長の誠意と資質を見る試金石となります。

校長が交渉を拒否したり、問題ある発言をした場合は本部に至急連絡をください。

【職場要求書・校長交渉について】

- ・職場会や職場アンケートを通じて、職場要求を練り上げましょう。
- ・職場要求書を4月15日（水）までに学校長に提出し、文書による回答を求めます。
- ・4月22日（水）・23日（木）を全県一斉校長交渉とし、分会の組合員全員参加に位置づけます。校長交渉の日程は、早めに校長と調整して決定し、組合員が全員参加できるように連絡をしましょう。
- ・県段階では、4月11日（土）の中央委員会で「春闘要求書」を決定し、4月21日（火）に春闘要求提出交渉を行います。

校長交渉で使える法律事項

① 職場における「労働慣行」を確認しましょう

「労働慣行」とは、「労使間で異議なく一定の事実が反復・継続されて行われてきた場合に、当事者間でその事実を尊重し、くりかえし実践される効力を持つもの」です。たとえば学校現場には、昼食を昼休みにとることができない、勤務時間が過ぎても生徒と対応せざるを得ないなど特殊な勤務実態があります。このような状況下で、職務に支障がない範囲での休憩の取り方や外出の仕方等、勤務時間の割振りの工夫が学校ごとに定着しています。

また職場会や役員会の設定についても同様です。「労働慣行」は、具体的に法律に規定されているものではありませんが、労働基本権を基盤として労使間で形成されたルールであり、新たな労働法規がつくられる発展の基礎となるものです。

労使の合意にもとづいて反復・継続してなされた「労働慣行」は、労使双方を拘束し、それを尊重しないときは信義則違反が問われたり、懲戒権乱用の判断基準になったりする効果があるとされています。

② 校長交渉は勤務時間内に行えます

校長は、「長野県立高等学校管理規則」や「長野県立学校長職務規定」によって校長の権限とされている事項については交渉の当事者＝「当局」にあたります。したがって、勤務条件などの「適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあった場合」（地公法第55条1項）には、これに応じなければなりません。

また、「適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができる」（同条8項）のですから、授業など校務に支障がない限り、勤務時間内に校長交渉を行うことができます。

③ 校長は「確認書」の求めを拒否できません

地公法第55条9項では「職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に抵触しない限りにおいて、当該地方公共団体と書面による協定を結ぶことができる」としています。この「書面協定締結権」は、民間労組の「労働協約締結権」（労組法第14条）に相当するものです。したがって交渉では、校長の発言をできるだけ正確にメモ（録音）し、約束したことは文書で確認を求め、校長の権限内の事項については「確認書」を書かせることが重要です。

④ 校長には「上申・進達」の責務があります

「長野県立学校長職務規定」は、「校長は、職員から教育委員会等に対する願、届等の提出があった場合は、速やかに進達しなければならない。校長は、前項の書類の進達に際し、必要と認める場合は、証明をし、意見を付し、又は副申をしなければならない」（第9条）と定めています。「上申」であろうが「進達」であろうが、職場の声を県教委に届けるのは校長の責務であるのです。

また、文部科学省の『新学校管理読本』にも、「校長に与えられてない事項、例えば、給与の決定、勤務時間の長短の決定などに関するものであっても校長が事実上、教職員の側から意見を聞いて、教育委員会などに伝えることはさしつかえないものである」としています。校長が決定できない事項に関して県教委などへ上申することは、当然の責務であると言えます。

【地方公務員法】

(交渉)

第五十五条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

- 2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。
- 3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
- 4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。
- 5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。
- 6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。
- 7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。
- 8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。
- 9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。
- 10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。
- 11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

【長野県立学校長職務規程】

(願、届等の進達)

- 第9条 校長は、職員から教育委員会等に対する願ひ、届等の提出があつた場合は、速やかに進達しなければならない。 ☞ 進達
- 2 校長は、前項の書類の進達に際し、必要と認める場合は、証明をし、意見を付し、又は副申をしなければならない。 ☞ 上申

組織の強化・拡大を絶えずかけて

① 組合加入を率直に呼びかけましょう

上からの「教育改革」の押しつけで、学校や教職員をめぐる状況はますます厳しいものになっています。教職員の長時間過密労働の深刻さが、ようやく世間の注目するところとなりましたが、一向に解決のめどは立ちません。

不安定な雇用を強いられる非正規職員や、年金改悪に伴い定年後も再任用として現場で働かざるを得ない仲間も増えています。また、育児や介護、病などと向き合いながら仕事をしている仲間が働きやすい職場を作ることが何よりも求められています。

県教委交渉や各職場での校長交渉の重要性は、一層高まっています。私たちが交渉力を高めるためには、組合員を増やすこと、職場の団結を高めることが一番重要です。

よりよい教育をするためには、教育条件整備とともに教職員が働きやすい職場を守り発展させることが何よりも大切です。その意味でも、高教組に入って、団結して要求を前進させる運動に加わることを率直に呼びかけましょう。

【組合費等】（下表は2019年度のもので、毎年5月の定期大会で決定します）

■組合費（月額）		■会館運営費（月額）	
教諭・実習教員	給料月額×13/1000	教諭・実習教員	月額 150 円
再任用職員・常勤講師	給料月額× 5/1000	再任用職員・常勤講師	月額 100 円
行政職（事務職・学校司書）	給料月額×11/1000+60	正規の行政職	月額 100 円
行政職（現業職）	給料月額×10/1000+100		
非常勤講師・行政嘱託等	月額 200 円		
■上部団体等への会費（月額）		■闘争費	
再任用・講師を除く正規の教育職・行政職(現業職を除く)		再任用・講師を除く正規の教育職	
全教	月額 1800 円	給料月額×12/1000+1620 を9回分納	
県労連	月額 330 円		

② 年度当初に盛大な歓迎会を開催しましょう

異動した方、新規採用の方の歓迎会を分会主催で盛大に開催しましょう。まず助け合い支えあう仲間がいること、高教組の分会が元気に活動していることを示しましょう。職場を異動しても分会長を通じて高教組委員長宛に「脱退届」を提出しなければ、引き続き組合員です。異動した方が組合に加入しているか否かの資料を送ります。未組合員にも積極的に組合加入を訴えましょう。

③ 「講師と語る会」「行政職と語る会」を開催しましょう

臨時的任用をはじめ不安定雇用の皆さんの雇用を守り、少数職種の皆さんの要求を実現するために奮闘してこそ、社会的な連帯の中で労働者全体の生活や地位を向上させることができます。組合加入促進につながるねらいもありますが、是非「講師と語る会」「行政職と語る会」を開催し、これらの職種の皆さんの声に耳を傾けましょう。

- ・任用式行動（4/1）で新採者に組合加入を働きかけます。
- ・4～6月に支部主催の新採者・青年講師歓迎会を盛大に行いましょう。
- ・「講師・再任用職員部」で教員採用選考対策講座「知恵の和'20」を開催します（6月・8月）。

①「学校安全衛生委員会」を活性化しましょう

「労働安全衛生法」に基づき、県には医師や労使の委員による「長野県教育委員会職員安全衛生委員会」（責任者は教育次長）が、学校には「学校安全衛生委員会」（正式名は「所属所安全衛生委員会」）が設置されています。「学校安全衛生委員会」の責任者は学校長、委員は組合代表が半数入って運営されます。分会としてもこの委員会活動を活性化し、仲間のいのちと健康を守る活動に取り組みましょう。

- ・年度当初に「学校安全衛生委員会」を開くことを求め、年間活動計画（勤務時間把握、ストレスチェック、校舎内外の安全点検、職員の労働実態・健康状況の把握、休暇等の行使促進、学習会など）を作り、職員会で全教職員に周知しましょう。学校安全衛生委員会は月1回開くことを目標として、計画の進行状況や職員の健康、働き方の状況をチェックします。
- ・年2回のストレスチェック受診を分会としても呼びかけ、集団分析結果を職場環境改善につなげましょう。（近年、高校の実施率が落ちています。）

②「1年単位の変形労働時間制」の導入を許さず、長時間労働解消を！

2018年厚生労働省過労死等防止対策白書では『教職員の1日平均の実勤務時間は11時間を超えている』と分析結果を公表しました。教職員の長時間過密労働の実態は、「ブラックな職場」などとして国民的な関心事にもなっています。

文科省も中教審で「教職員の働き方改革」を議論してきましたが、2019年12月4日、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入することを可能にする「給特法」の一部改正をする法律が可決成立し、私たちが求める方向と逆行する動きが強められています。

「1年単位の変形労働時間制」導入は、「夏休みに休日のまとめ取りをするための方策」として繁忙期の勤務時間を増やす制度ですが、1日8時間労働の大原則を壊すものであり、教職員の長時間過密労働はこれでは解消となりません。**「1年単位の変形労働時間制」導入を許さないため、学習討議資料（4月配布予定）を使って各分会で学習を深め、長野県の条例改正を許さないたたかいが重要になります。**

また、勤務時間の計測は、客観的に行う必要があります（改正労働安全衛生法）、現在、県立高校で行っているエクセル入力による自己申告は法令違反となります。しかし、現状ではこれ以外に「勤務時間の把握」を行う方法がないことから、できるだけ正確に入力をして私たちの勤務実態を明らかにしていく必要があります。

教職員の長時間過密労働の抜本的解決は教職員定数の大幅な増加以外にあり得ないというのが私たちの立場ですが、勤務時間や休暇制度などの権利の学習を深め、教職員の働き方について職場で話し合い、少しでも状況の改善につなげましょう。また、勤務の割り振りの対象業務も少しずつ拡大しています。部活動等を含む土・日・休日労働に対しては、週休日の振替や代休の指定をし、年休も積極的に取得してしっかり休み、いのちと健康を守りましょう。

・10月を「いのけん月間」として重点的に取り組みます

組合の諸会議および交渉への参加について

平日に行われる組合の諸会議および交渉への参加については下表のように整理します。

参加方法	職務専念義務の免除（職専免）	年休等
根拠等	職務に専念する義務の特例に関する条例 ①「厚生に関する計画の実施に参加」(生協理事会総会) ②「職員団体の代表として当局と交渉に当たる場合」 (交渉・予備交渉)	職専免とならない場合は、年休・代休の取得・または勤務の割り振り変更が必要です。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高教組の交渉 <ul style="list-style-type: none"> 春闘要求提出交渉（4/21） 春闘要求回答交渉（5/26） 独自要求提出交渉（7/21） 独自要求回答交渉（9/15） 独自要求確定交渉（11/10） ・ 高教組の専門部交渉（要求・提出） ・ 地公労交渉 <ul style="list-style-type: none"> 地公労提出交渉（7/月上旬） 地公労確定交渉（11月上旬） などの予定された交渉と臨時に行う交渉 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教委への申し入れ・懇談 ・ PTA 署名提出集会 (11/19 (火)) ・ 高教組定期大会（5/24 (金)) ・ 一部の執行委員会、拡大闘争委員会などで職免が取れない場合 <p style="text-align: right;">等</p>
手続き	口頭、黒板へ記載、紙に記入、参加要請文書を提出など、分会ごとのやり方で	内部事務総合システムによる年休・代休等の入力、又は勤務の割り振り簿への記載
留意事項	<p>交渉と生協理事会・総会による職専免は内部事務総合システムを使用しません。</p> <p>(県職労組合員は、職専免も内部事務総合システムへの入力になっていますが、<u>高教組組合員は本部で一括申請となります。</u>)</p>	

【諸会議および交渉について】

- ・ 中央委員会（4/11、2/6）、定期大会（5/29-30）は機関会議ですので必ず全分会から出席してください。
- ・ 賃金など県職員全体に関係する問題については県教組・交渉県職労・県企業局労組と構成する地公労（長野県地方公務員労働組合共闘会議）として県当局との交渉に臨みます。

2020年度上半期 長野高教組年間予定表(案)

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		
1	水	青年部任用式行動	金	第91回メーデー	月	一斉代休日	水		土	育休復帰セミナー(東信) 知恵の和PART III	火	第10回執行委員会 予備交渉①	1
2	木		土		火		木		日	知恵の和PART III	水		2
3	金		日		水		金		月		木		3
4	土		月		木		土		火	原水禁世界大会(広島)	金		4
5	日		火		金		日		水	原水禁世界大会(広島)	土	保護者教職員のつどい	5
6	月		水		土		月		木	原水禁世界大会(広島)	日	保護者教職員のつどい	6
7	火	第1回執行委員会 予備交渉①	木		日		火	第7回執行委員会 予備交渉②	金		月		7
8	水		金		月		水		土		火	第11回執行委員会 予備交渉②	8
9	木		土		火	第5回執行委員会 生協理事会総代会	木		日	長野県母親大会	水		9
10	金		日		水		金		月		木		10
11	土	第211回中央委員会 生協臨時総代会	月		木		土	教員採用試験	火		金		11
12	日		火	第3回執行委員会 予備交渉① 生協理事会	金		日	教員採用試験	水		土	県労連定期大会	12
13	月		水		土	教文定期代議員会 教文50周年祝賀会	月		木		日		13
14	火	第2回執行委員会 予備交渉② 生協理事会	木		日		火	第8回執行委員会 生協理事会	金		月		14
15	水		金		月		水		土		火	独自要求回答交渉	15
16	木		土		火		木		日		水		16
17	金		日		水		金		月		木		17
18	土	教文委員総会 教文総合研究会①	月		木		土	教文合宿研(総合研究会②)	火		金		18
19	日		火	第4回執行委員会 予備交渉②	金		日	教文合宿研(総合研究会③)	水		土		19
20	月		水		土	知恵の和PART II	月		木	教員採用試験2次	日		20
21	火	春闘要求提出交渉	木		日	知恵の和PART II	火	独自要求提出交渉	金		月		21
22	水	一斉校長交渉	金		月		水		土		火	地公労女性部学習交流集会	22
23	木	一斉校長交渉	土		火	第6回執行委員会 予備交渉①	木		日		水		23
24	金		日		水		金		月		木		24
25	土		月		木		土		火	第9回執行委員会 生協理事会	金		25
26	日		火	春闘要求回答交渉	金		日	育休復帰セミナー(中信)	水		土		26
27	月		水		土	女性部定期大会	月		木		日		27
28	火	(全県校長会予定)	木		日		火	育休復帰セミナー(北信)	金		月		28
29	水		金	教育文化厚生協会社員総会 第99回定期大会	月		水		土		火	第12回執行委員会 拡大闘争委員会 生協理事会	29
30	木		土	第99回定期大会	火		木	育休復帰セミナー(東信)	日		水		30
31			日				金		月				31

2020年度下半期 長野高教組年間予定表（案）

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	木		日		火		金		月		月	3・1ピキニデー
2	金		月	地公労第2波 (この週)	水		土		火		火	
3	土		火		木		日		水		水	
4	日		水		金		月		木		木	
5	月		木		土	女性部学習交流集会	火		金		金	
6	火		金		日		水		土	第212回中央委員会	土	
7	水		土	県教研（長野市）	月		木		日		日	
8	木		日	県教研（長野市）	火		金		月	前期選抜	月	
9	金		月		水		土		火		火	後期選抜
10	土		火	独自確定交渉	木		日		水		水	
11	日		水		金		月		木		木	
12	月		木		土		火		金		金	
13	火	第13回執行委員会 予備交渉①	金		日		水		土		土	
14	水		土		月		木		日		日	
15	木		日		火	第16回執行委員会 生協理事会	金		月		月	
16	金		月		水		土		火	第18回執行委員会 生協理事会 前期合格発表	火	
17	土		火	PTA署名提出集会	木		日		水		水	
18	日		水		金		月		木		木	
19	月		木		土	ライフ ランゼイク・再任用 語る会	火	第17回執行委員会 生協理事会	金		金	後期合格発表
20	火	地公労第1波（希望）	金		日		水		土	知恵の和PART I	土	態勢確立学習交流集会
21	水		土		月		木		日		日	
22	木		日		火		金		月		月	
23	金		月	教文運営委員会③総 合研究会④	水		土	教文総合研究会⑤	火		火	
24	土		火		木		日		水		水	
25	日		水	第15回執行委員会 拡大闘争委員会生協 理事会	金		月		木		木	
26	月		木		土	沖縄TANE	火		金		金	
27	火	第14回執行委員会 予備交渉② 生協理事会	金		日	沖縄TANE	水		土	退職組員慰労会	土	
28	水		土		月	青年部北陸中部東海 ブロック学習交流集 会	木		日	3.1ピキニデー	日	
29	木		日		火		金		土		月	
30	金		月		水		土				火	
31	土				木		日				水	

用語解説

(1)組織関係【正式名称】

県教組【長野県教職員組合】長野県の公立小・中・特別支援学校で働く教職員で組織されている労働組合。高教組と一緒に、県教研（長野県教育研究集会）や県民教育署名等に取り組んでいます。

障教組【長野県障害児学校教職員組合】長野県の県立特別支援学校で働く教職員で組織されている労働組合。県教組を構成する組織の一つ。

私教連【長野県私立学校教職員組合連合】長野県内の私立学校で働く教職員で組織されている労働組合。高教組と一緒に、県教研（長野県教育研究集会）や県民教育署名等に取り組んでいます。

全教【全日本教職員組合】高教組の上部団体。公立、私立の学校をはじめ、すべての教育関係機関で働く教職員でつくる教職員組合で、1991年3月6日結成。

高校懇談会【全国高校組織懇談会】憲法、子どもの権利条約に基づき、教育の条理にたつ民主教育の発展をめざし、高校問題、高校教職員の要求実現の方向等について、高校全国組織の違いを超えて結集し、各組織の対等・平等の立場での交流・討論を深めることを目標としています。

教組共闘【教育の危機を打開し、子どもと教育・くらしを守る教職員組合共同闘争推進連絡会】臨教審路線によってもたらされている民主教育の危機を打開し、子どもと教育・くらしを守るために、所属組織の違いをこえて、一致する要求に基づく共同・連帯の運動に取り組んでいます。

県教連【長野県教職員組合連絡協議会】高教組、県教組、私教連、長野市立高教組、信大職組、県短大職組、長野大職組で構成している組織。県教研や県民教育署名等に取り組んでいます。

厚生協会【長野県教育文化厚生協会】2014年4月1日に「公益社団法人長野県教育文化厚生協会」として県の認可を受け、福利厚生事業・教育文化に関する事業を幅広く行うようになりました。

互助組合【長野県教職員互助組合】長野県の教育職員の互助団体に関する条例により、教職員及び教育関係者の福利向上、生活の安定を図ることを目的とした団体です。医療機関を受診したときの療養費や眼鏡購入補助金、教員免許更新補助金等の事業を扱っています。

退教互【長野県退職教職員互助組合】退職後の互助組合の役割を持ちます。医療保険等では適用されない、通院医療費給付が特徴です。2015年から高校教職員も加入できるようになりました。

教弘【公益財団法人日本教育公務員弘済会（長野支部）】有為の学生・生徒に対する奨学資金の貸与及び給付、教育一般の特に有益な研究に対する助成等を行い、教育、文化の向上、発展に寄与するとともに、教育関係者の福祉向上を図ることを目的としています。ジブラルタ生命は、教弘と提携し、共済事業（提携保険事業）を行っています。

高退教【長野県高等学校退職教職員協議会】県内高校の退職者で構成されている会で、会員相互の親睦をはかり、高齢者の生命と暮らしを守るとともに地域の民主的発展と民主教育に寄与することを目的としています。

県職労【長野県職員労働組合】 県庁や地方事務所で働く長野県職員で組織されている労働組合。地公労の一員です。

地公労【長野県地方公務員労働組合共闘会議】 長野県職員の労働条件等の改善・向上を求め、高教組、県教組、県職労、県企業局労組でつくっている組織。

全労連【全国労働組合総連合】 労働者・国民の利益をなによりも大切にするナショナルセンター（全国組織）として、1989年11月21日結成。労働組合の3原則である「政党からの独立」「資本からの独立」「一致する要求での行動の統一」を掲げています。

公務労組【公務労組連絡会】 全労連の公務関係の労働組合（国公労連・自治労連・全教が中心）でつくっている組織。多くの部分で全労連公務部会と共同した取り組みを行っています。

県労連【長野県労働組合連合会】 全労連の長野県の地方組織で、1989年12月10日結成。高教組をはじめ、医労連（長野県医療労働組合連合会）、JMITU（日本金属製造情報通信労働組合長野地方本部）、単協労連（長野県単位農協労働組合連合会）、県国公（長野県国家公務員労働組合共闘会議）自治労連（長野県自治体労働組合連合会）等が加盟しています。

地区労連 県労連の各地区の組織で、県内の14地区にあります。

革新懇【平和・民主・革新の日本をめざす全国の会】 を全国革新懇と略称しています。長野県革新懇の正式名称は「日本と信州の明日をひらく県民懇話会」です。

原水協【原水爆禁止協議会】 原水爆禁止世界大会・国民平和大行進・核兵器廃絶署名・ヒバクシャ署名等に取り組んでいます。

安保破棄実行委員会 日米安保条約廃棄の旗をかかげ、非同盟・中立の日本の実現をめざす団体共闘組織、1965年結成。米軍基地撤去、地位協定見直し、オスプレイ問題などに取り組む。長野県では県労連等が加盟し、高教組が事務局。

憲法会議 正式名称は「憲法改悪阻止各界連絡会議」。1965年清水寺貫主大西良慶らの呼び掛けで発足。「日本憲法の理念を生かす」視点で研究、集会、運動を行う全国組織。毎月の「9の日宣伝」などに取り組む。

信州市民アクション 9条改憲に反対し、立憲主義の回復をもとめ、選挙での野党共闘を市民の立場で推進するために結成された共闘会議。県労連、労組会議、戦争させない1000人委員会、9条の会など上部団体の枠を超えた33団体が加盟する。2017年10月結成。

(2)注意を要する組織

動労千葉【国鉄千葉動力車労働組合】 動労千葉は、動労（国鉄動力車労働組合）から分離結成された組合ですが、運動方針を見ると、高教組としては共闘できない組合です。近年、分会を訪問して物資販売の依頼をするケースが報告されていますが、断るか、高教組本部に直接連絡を取るよう伝えてください。

各種申請様式

次ページ以降の各様式は、必要に応じてコピーしてお使いください。高教組 web からダウンロードすることもできます。

・長野高教組加入届

高教組・教文会議ともに加入を勧めてください。
新規採用者が、採用年度内に加入すると総合共済、生命・医療共済（3口ずつ）の掛け金を1年間プレゼントする特典付きです。

・組合慶弔慰金申請書

組合慶弔慰規定

- ・組合員の死亡 1人当たり 50,000円、他に花輪と弔電
- ・3月以上の傷病療養 1人当たり 10,000円
- ・組合員の結婚 1人当たり 10,000円

・「新加入者歓迎会」「講師と語る会」「行政職と語る会」報告用紙

- ・分会、支部で主催した上記の会に補助金でます（1回 5000円）。
- ・組織の拡大強化の視点から積極的に活用してください。
- ・回数に制限はありませんが、同じ日に複数の会を開催した場合は1回とみなします。

・組合貸付申請書 兼 借用証書

- ・組合員の相互扶助として「組合貸し付け」を行っています。
- ・組合費を1年以上納入している、組合員が対象です。
- ・限度額 100万円で年利は現在 1%です。（2018年1月～）
- ・退職時には一括返還をしていただきます。
- ・詳しいことは本部に問い合わせてください。

・組合脱退届

- ・様式はありません。
- ・A4判の用紙で、分会名・職員番号・氏名（捺印）・脱退理由を書き、**必ず、分会長を通して**、執行委員長宛に提出してください。

加 入 届

年 月 日

- してください 長野県高等学校教職員組合に加入します
長野県教育文化会議に加入します

*必要事項を記入して、職場の分会長の方へお渡しください。

職場名	職員番号	
フリガナ	性別	
名 前	男 女	
生年月日 (西暦)	年	月 日
給料号俸	級	号俸 (給料明細書に記載してあります)
職 名	教 科	
住 所	〒 連絡先 TEL	
メールアドレス	@	

全教共済加入申込案内

☆2020年度新規採用者は組合加入で自動的に加入となるため、✓は不要です

総合共済・生命医療共済3ロセット掛金について1年間、高教組が負担します。

2年目以降は自動的に給与から実費分引き去りになります。不要な方は解約手続きが必要になります。

★2020年度新規採用者以外の方で、加入を希望されるものに✓をつけてください

「総合共済」に加入します (随時加入、申込翌月1日発効)

結婚年月日 年 月 日 (結婚記念日祝金支給のデータとして使用します)

*積立掛金は 退職・退会時に全額お返しします

*主な給付・結婚祝金、出産祝金、結婚記念日祝金、クリスタル給付など

・死亡見舞金(本人・配偶者・子供・親)、火災見舞金、長期療養見舞金など

「生命・医療共済」に加入します (✓した方に全教共済からご案内します)

*主な給付(3ロセットの場合) ・死亡保障300万円(生命共済)

・入院給付 3,000/日、がん入院6,000/日・手術見舞金・先進医療技術料(医療共済)

○詳しくは全教ながの共済(TEL 026-234-8382)にお問い合わせください

ご記入いただいた個人情報は高教組・教文会議・全教共済・全教自動車保険以外では使用しません

高教組使用欄	受付日	CD	組織部	DB	教文
何も記入しないでください					

組合慶弔慰金申請書(結婚・長期傷病・死亡)

長野高教組
執行委員長様

年 月 日

職員番号

組合員氏名

印

※③の死亡のみ本人押印は不要です

①組合員の結婚

結 婚 年 月 日

年 月 日

※改姓後の氏名() 通称氏名()

②長期(3ヶ月以上)

傷 病 名

傷 病 者

休 業 期 間

年

月

日～

年

月

日

③組合員の死亡

死 亡 年 月 日

年 月 日

上記のとおり申請証明します。

分 会 名

分会長氏名

印

★分会長はすみやかに本部までご提出ください。

「新加入者歓迎会」 「講師と語る会」 「行政職と語る会」 報告用紙

☝上記のうち該当するものにをしてください

() 分会、支部 報告者 ()

※同じ日・会場での開催については、補助の申請は1回(5000円)とします。
 「講師と語る会」17:00～18:00「新加入者歓迎会」18:00～20:00という連続したものも補助は5000円です。
 ※支部・分会での開催回数に上限はありません。
 ※支部主催の「新採者・青年講師歓迎会」は別の申請書です(支部書記長に送付します)

実施年月日	年	月	日	時	～	時
参加者	常勤講師 () 人		非常勤講師 () 人		合 計	
	学校司書を除く行政職員 () 人		学校司書 () 人			
	分会役員 () 人		分会員 () 人		() 人	
内容						
特徴的な意見など						
その他お気づきの点など						

※この報告書に基づき、補助金を振り込みます。振込先の口座をご指定ください。

(_____)

組合貸付申請書 兼 借用証書

年 月 日

長野県高等学校教職員組合
執行委員長様

長野県高等学校教職員組合貸付細則に基づいて、下記の金額を借り受けたいので申し込みます。
貸付が決定された場合は、別表の償還表にしたがって償還します。

借受人	分会名							
	現住所	〒						
	電話番号	日中、連絡の取れる電話を記入してください						
	職員番号							
	職名	フリガナ						
		組合員氏名 (自署)	印					
借受金	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
借受金の 送金先	銀行	銀行						
	支店	支店						
	口座番号	普通						
	フリガナ							
	口座名義							
希望する償還回数		回						
※ 償還回数	回			※ 償還金額	円			
※ 貸付決定番号	号			※ 貸付年月日	年 月 日			
※ 償還開始年 日	年 月			※ 完済年月	年 月			

- 【注意】
- (1) 太枠内を記入し、※欄は、記入しないこと。
 - (2) 非常勤講師など、職員番号のない方は、職員番号の欄の記入は不要。
 - (3) 借受人の欄の組合員氏名は、必ず、自署すること。他は、エクセルシートに入力して印刷でも可。
 - (3) 借受金額は算用数字で記入すること。空欄には¥を記入。
 - (4) ※償還回数等は、電話で確認の上、本部で記入する。それに基づき、償還表を作成し、借受人に送付する。